

令和 年 月 日

「指定通所介護（デイサービス）」利用契約書  
「第一号通所事業（前橋市介護予防通所介護相当サービス）」利用契約書

社会福祉法人 永寿会  
前橋市ほのぼの荘デイサービスセンター

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第12条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第13条（損害賠償がなされない場合）
第3条（通所介護・通所事業計画の決定・変更）	第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条（介護保険給付・介護予防事業費対象サービス）	第六章 契約の終了
第5条（介護保険給付・通所事業対象外のサービス）	第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第16条（契約者からの中途解約）
第6条（サービス利用料金の支払い）	第17条（契約者からの契約解除）
第7条（利用の中止、変更、追加）	第18条（事業者からの契約解除）
第8条（利用料金の変更）	第19条（精算）
第三章 事業者の義務	第七章 その他
第9条（事業者及びサービス従事者の義務）	第20条（苦情処理）
第10条（守秘義務等）	第21条（協議事項）
第四章 契約者の義務	第22条（業務継続計画の策定）
第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）	

重要事項説明・・・・・・・・・・9ページより

契約者と社会福祉法人永寿会（以下「事業者」という。）は、契約者が前橋市ほのぼの荘デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護・現行相当サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定・要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（通所介護計画・通所事業計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係るケアプランが作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画・通所事業計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係るケアプランが作成されていない場合でも、通所介護計画・通所事業計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者・介護予防マネジメント事業者を紹介する等サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画・通所事業計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係るケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画・通所事業計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画・通所事業を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険給付・介護予防事業費対象サービス）

事業者は、介護保険給付・介護予防事業費対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

##### 《通所介護》

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、生きがい対応型デイサービス事業のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

##### 《通所事業》

事業者は通所事業サービス以外のサービスは提供できません。但し、契約者が通所事業サービスの対象者でなくなった時、その状態に応じたサービスとして、介護保険上の通所介護サービス、自立支援型デイサービス事業等の制度について紹介いたします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度・要支援度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証による）を事業者に支払うものとします。  
但し、契約者がいまだ要介護・要支援認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（介護認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

## 第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護・通所事業サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

## 第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費・介護予防事業費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

### 第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 5 事業者及びサービス従業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための指針の整備

を行い、従業者に対する研修を行い、虐待防止に努めます。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

#### **第 10 条（守秘義務等）**

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護・通所事業サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者・介護予防マネジメント事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### **第四章 契約者の義務**

#### **第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）**

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### **第五章 損害賠償（事業者の義務違反）**

#### **第 12 条（損害賠償責任）**

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### 第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第六章 契約の終了

### 第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 六 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第16条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第8条第3項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合
  - 三 契約者に係るケアプランが変更された場合

#### 第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## **第 19 条（精算）**

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

## **第七章 その他**

### **第 20 条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### **第 21 条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

### **第 22 条（業務継続計画の策定）**

事業者は、感染症や非常災害の発生において、契約者に対するサービスの提供を継続的に実施するため等の計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

また、事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこないます。



## 「指定通所介護」

## 「第一号通所事業(前橋市介護予防通所介護相当サービス)」

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定・第一号通所事業の指定を受けています。  
(前橋市指定 第1070100621号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として認定調査の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定・要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

#### ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	10
2. 事業所の概要 .....	10
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	10
4. 職員の配置状況 .....	11
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	11
6. 第三者評価の実施状況 .....	14
7. 苦情の受付について .....	14
8. 虐待の禁止について .....	15
9. 業務継続計画の策定等について .....	15
10. 事故発生時の対応について .....	16
11. その他 .....	16

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 永寿会  
(2) 法人所在地 群馬県前橋市金丸町252-1  
(3) 電話番号 027-269-1100  
(4) 代表者氏名 理事長 三俣 修一  
(5) 設立年月 平成7年2月13日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年1月15日 指定  
指定第一号通所事業・平成30年4月1日 指定  
前橋市1070100621号  
※当事業所は特別養護老人ホームほのぼの荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 要介護者・要支援者に対して適正な通所サービスを提供する。
- (3) 事業所の名称 前橋市ほのぼの荘デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 群馬県前橋市金丸町252-1
- (5) 電話番号 027-269-3030
- (6) 事業所長（管理者）氏名 阿部 美和子
- (7) 当事業所の運営方針 通所サービス利用者の意志及び人格を尊重し、入浴、排泄、食事の介助等の的確なサービスを提供いたします。
- (8) 開設年月 通所介護・平成12年4月1日 通所事業・平成30年4月1日
- (9) 利用定員 30人

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 前橋市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（12月31日～1月3日は除く）
受付時間	月曜日から土曜日 8：30～18：00
サービス提供時間	月曜日から土曜日 9：30～16：30

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	指定基準
事業所長（管理者）	1名	1名
介護職員	4名以上	4名
生活相談員	1名以上	1名
看護職員	1名以上	1名

上記の内、介護職員（生活相談員他と兼務）  
生活相談員（介護職員と兼務）  
看護職員は兼務で機能訓練指導員あり

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制	
介護職員	8：00～17：00 9：00～18：00	8：20～17：20
看護職員	8：00～17：00	8：20～17：20

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給費・介護予防事業から支出される場合<br/>別紙をご参照ください</p> <p>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。</p> |
|--|

##### (1) 対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割、7割）が介護保険・介護予防事業から給付（支出）されます。

## 〈サービスの概要〉

### ① 入浴

入浴又は清拭を行います。歩行困難でもリフトチェアを使用し入浴することができます。

②送迎・・・ご契約者のご自宅まで、施設の車輛にて送り迎え致します。

③排泄・・・ご契約者の排泄の介助を行います。

### ④加算体制

#### 《要介護》

入浴加算

介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ支援加算

サービス提供体制強化加算

科学的介護推進体制加算

#### 《要支援》

介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ支援加算

サービス提供体制強化加算

科学的介護推進体制加

※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ支援加算  
この3つの加算は令和6年6月より「介護職員処遇改善加算」として一本化されます。

## 〈サービス利用料金（契約書第6条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度・要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付・介護予防事業費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証による）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、及び利用負担割合に応じて異なります。）また、基本サービス（①～③）以外は別途料金が発生します。

☆ご契約者がまだ要介護認定・要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険・介護予防事業から払い戻されます（償還払い）。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付・通所事業費の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆要支援者はケアプランに基づき、1月当たりの金額になります。ご契約者の都合により利用回数が少なくなった場合も変わりません。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険・介護予防事業からの給付額・支出額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供（食材料費及び調理にかかる費用）

当事業所では、食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

食事時間 12:00～13:00 料金：1回あたり600円（おやつ代含む）

②レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 おむつ代：実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用した翌月の月初めに集計し月上旬には請求いたしますので、ご確認のうえ10日以内に下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

イ 施設での現金支払い

ロ 下記指定口座への振込み

しののめ信用金庫 芳賀支店 普通預金口座 1015586

マエバシ ホボノリウデイサービスセンター センターチョウ アハミヨ

前橋市ほのぼの荘デイサービスセンター センター長 阿部 美和子

ハ 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：しののめ信用金庫 支店はどこでも可能（無料）

：ゆうちょ銀行 支店(局)はどこでも可能（手数料10円）

※引落の口座名義人はご利用者本人でなくても手続きできます。職員にお尋ね下さい。

#### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日8時30分までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します

## 6. 第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価は実施していません。

## 7. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 相談員 横地貴裕 橋本美沙 原 典子

[TEL] 027-269-3030 [FAX] 027-269-1173

○受付時間 月曜から土曜

8:30～17:30

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

前橋市役所 介護保険担当課	所在地 前橋市大手町 2-12-1 電話番号・FAX 027-224-1111 027-243-4027 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町 335-8 電話番号・FAX 027-290-1376 027-255-5077 受付時間 9:00～17:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町 13-12 電話番号・FAX 027-255-6033 027-255-6173 受付時間 9:00～17:00

## 8. 虐待の禁止について（契約書第9条参照）

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われるご契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。また事業所は、ご契約者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (3) 責任者の設置

《虐待の禁止に関する責任者》

〔職名〕 施設長 阿部 美和子

## 9. 業務継続計画の策定等について（契約書第22条参照）

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、業務継続計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合は、ご契約者の家族、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じ事故の状況や事故に際してとった措置について記録します。

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 11. その他

### 感染症の防止について

インフルエンザ・感染性胃腸炎は集団感染しやすく、生命にも影響が出てしまう恐れがあります。

蔓延防止の為、以下のことをご協力お願いします。

- ・家で嘔吐・下痢があった場合は、必ず職員に伝えて下さい。
- ・デイ来荘後に高熱・激しい嘔吐・激しい下痢があった場合は原則帰宅していただきます。
- ・感染した場合は、デイへの報告をしていただき、医師の許可がおりてから、利用再開してください。
- ・集団感染が発生した場合、臨時休業になることもあります。

### 緊急連絡先について、特に救急搬送を必要とする時

職員が処置の判断を行うことはできないため、以下の事項のご協力をお願いします。

- ・デイサービス利用時間帯に連絡の取れる方を3名ほどお伝えください。
- ・救急搬送時、受診履歴のない病院への指定はできず、救急隊一任になります。
- ・救急搬送時、職員が付き添いますが搬送のみで病院での対応は受付以外行えません。
- ・デイで起きた怪我の病院対応は行いますが、体調不良での病院受診対応は行えません。送迎は原則自宅までになります。



## <重要事項説明付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート
- (2) 建物の延べ床面積 152㎡ (デイ占有分) (総延べ床面積4,687.46㎡)
- (3) 事業所の周辺環境 赤城山麓の自然に囲まれた静かな環境です

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

15名の利用者に対して1名、以降利用者5名につき1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

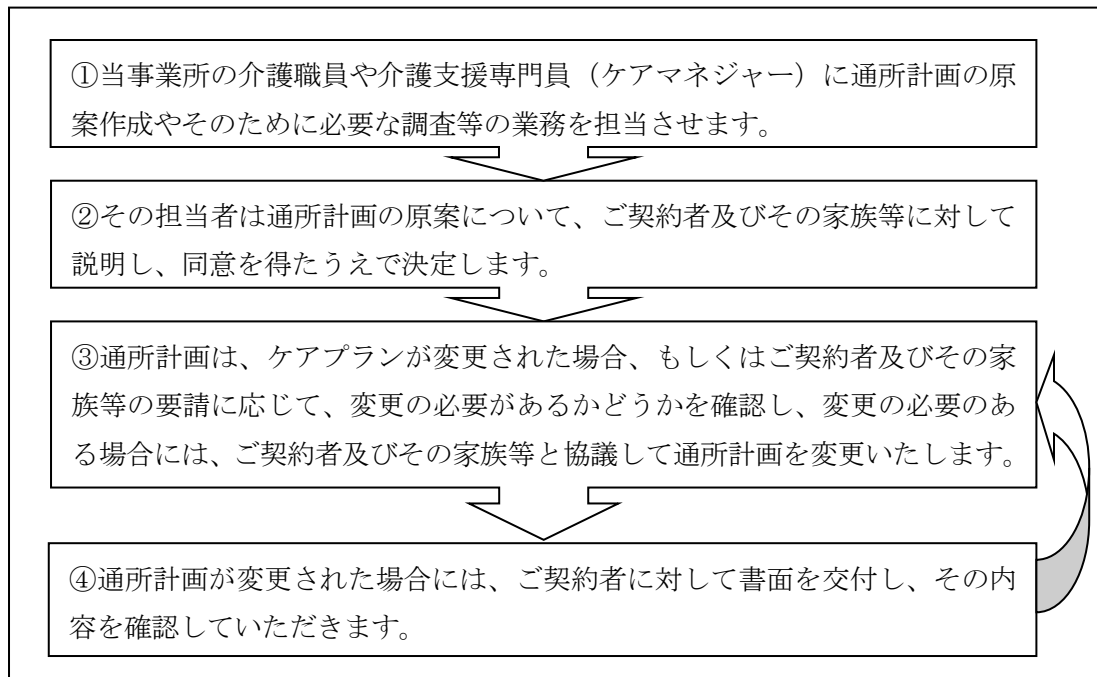
1名以上の生活相談員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。1名以上の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の日常生活を送るうえでの意欲を引き出すよう支援を行います。

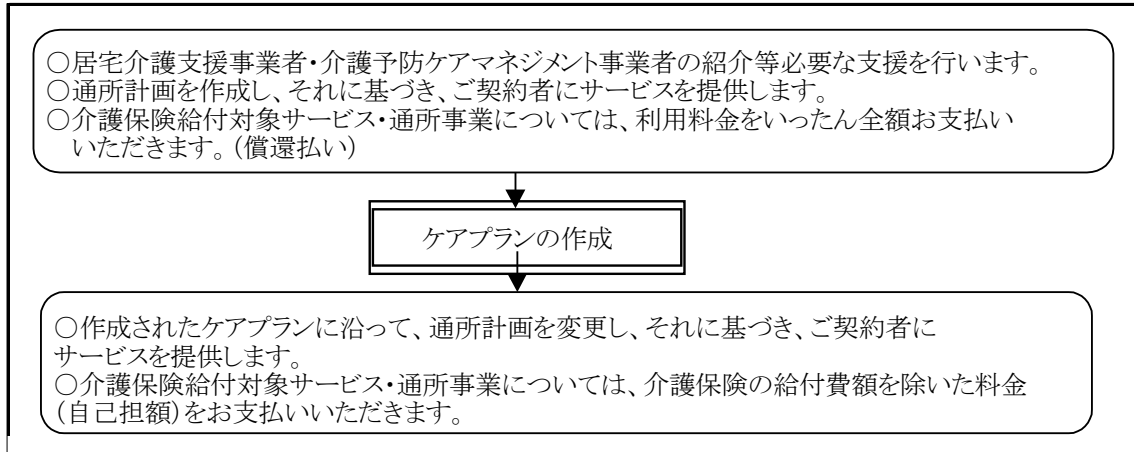
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「ケアプラン」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

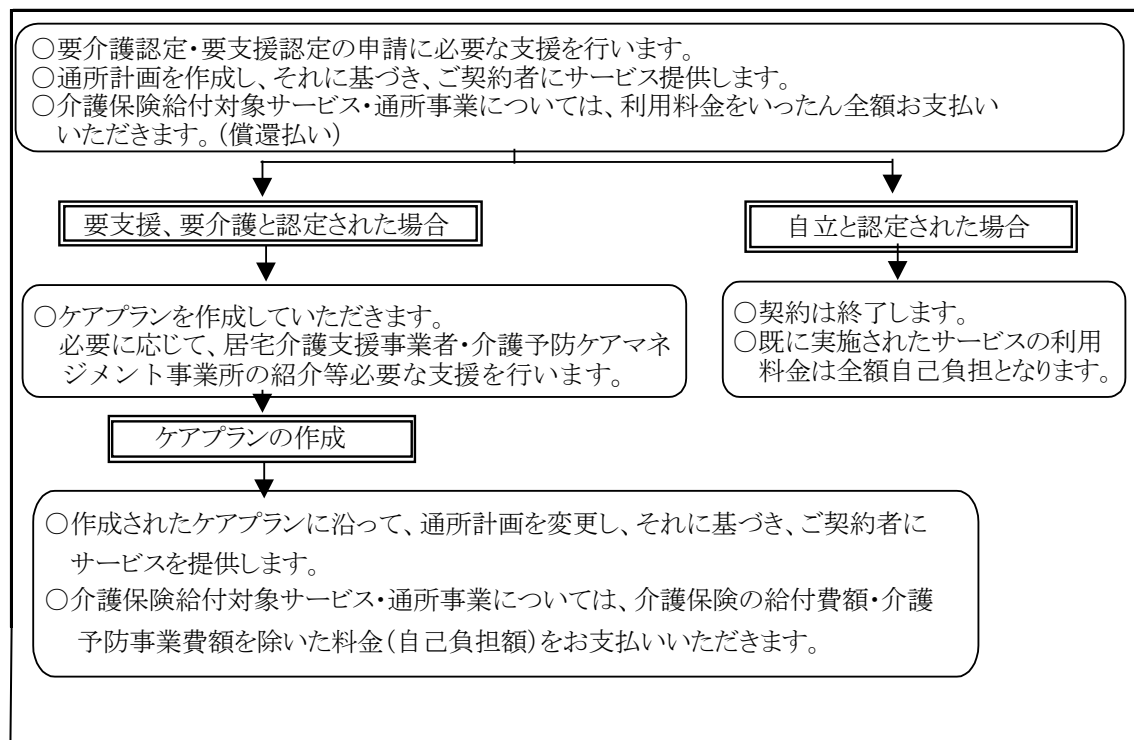


(2) 「ケアプラン」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

### ①要介護認定・要支援認定を受けている場合



### ②要介護認定・要支援認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

##### （1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

##### （2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### 6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができ

ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定・要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付・通所事業対象外サービスの利用料金変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「ケアプラン」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービス・通所事業を実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### （3）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

上記の契約および重要事項の説明を証するため、本書を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、1通を保有するものとします。

前橋市ほのぼの荘デイサービスセンター

説明者職名

氏名

印

令和 年 月 日

事業者	住 所	群馬県前橋市金丸町 252-1
	事業者名	社会福祉法人 永寿会
	代表者氏名	三 俣 修 一 印

契約者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印